

福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価とは、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。



福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みです。

個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

評価結果は、福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

社会福祉法第78条第1項では、事業者の責務として、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならないとし、第三者評価の受審は福祉サービスの質の向上のための措置の一環であると位置づけられています。

そのため、福祉サービス第三者評価は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための仕組みとされています。

評価対象サービス

長崎県では下記一覧の福祉サービスが対象です。

分野	福祉サービス	
高齢分野	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護	
障害分野	生活介護、自立訓練（訓練機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助、障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業）	
児童分野	保育事業	保育所、幼保連携認定こども園
	社会的養護	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
	障害者支援	児童発達支援センター（福祉型・医療型）、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、障害児入所施設（福祉型・医療型）
	その他	児童館、放課後児童クラブ
その他	保護施設	救護施設

受審の目的、受審することのメリット

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業所が事業運営における具体的な問題を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

受審することのメリットとしては以下の点となります。

■ 自己評価に取り組むメリット

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきを得ることができ
ます。
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得ることが
できます。

自己評価は、職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所
全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価の目的は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質を向上させることで
すが、第三者評価で更なる質の向上の取り組み・改善策等を見出し、実際の組み
みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎と
なるものが自己評価といえます。

■ 評価結果を公表するメリット

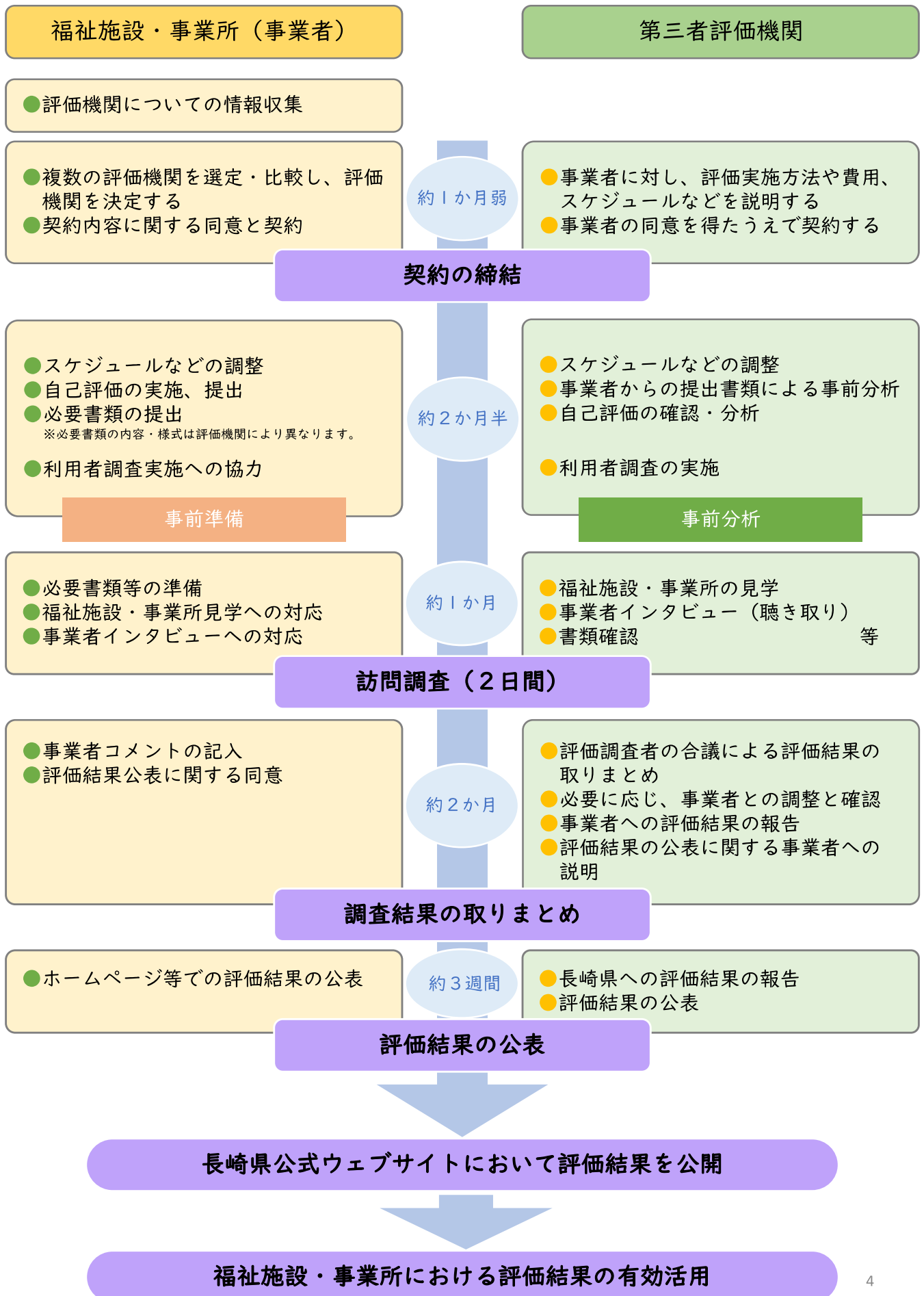
- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らか
になります。

評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・
事業所の理念・基本方針や支援の内容、特徴をアピールすることができます。第三
者評価の受審を通して、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、
利用者や家族・地域住民等に発信し、理解を広げることができます。

さらに、福祉施設・事業所で仕事をしたいという人にとって、有意義な情報とな
ります。

第三者評価の流れ

※標準的なフローとなりますので、詳細は評価機関にご確認ください。



受審に係る費用

第三者評価事業の受審に係る費用は、評価機関、評価対象サービスによって異なりますが、長崎県内においてはおおよそ30万円から40万円程度で設定されています。
(令和8年4月1日時点)
最新の情報は各評価機関にお問い合わせください。

第三者評価機関とは

第三者評価事業は、長崎県が「長崎県福祉サービス第三者評価機関認証要綱」により認証した第三者評価機関が行います。
評価機関の主な要件は以下のとおりです。
○法人格を有すること
○福祉サービスを提供していないこと
○評価決定委員会を設置していること
○要件を満たす評価調査者を設置すること
長崎県が「長崎県福祉サービス第三者評価機関認証要綱」により認証した第三者評価機関については下記のとおりです。
より詳細な情報については、各評価機関に電話かホームページにてお問い合わせください。

評価機関名	所在地	代表者名	評価件数 (R4年度以降)	電話番号
有限会社 医療福祉評価センター	〒852-8002 長崎市弁天町14-12	代表取締役 内野 敦史	18件	095-861-3200
特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 長崎県事務所	〒850-0045 長崎市宝町5-5 HACビル内	長崎事務所長 池田 真樹	55件	095-841-8008
特定非営利活動法人 ローカルネット日本評価支援機構	〒855-0065 島原市南柏野町3118-1	理事長 安永 佐登子	18件	0957-62-4786
株式会社 評価基準研究所	〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-4-4 藤和内神田ビル3階	代表取締役 谷口 仁宏	2件	03-3251-4150

(令和8年4月1日時点)

評価基準と評価結果

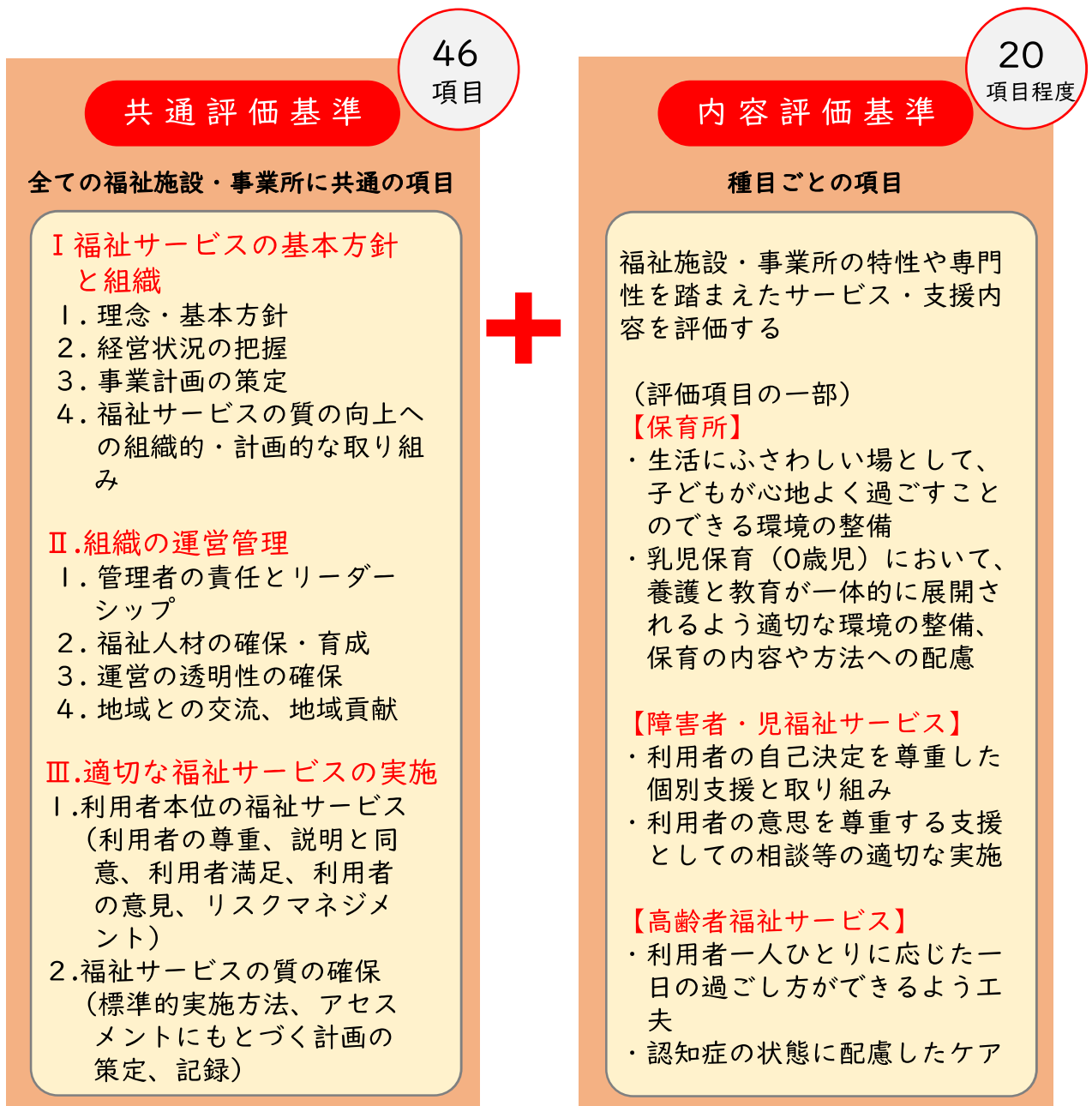
～福祉サービス第三者評価事業に関する指針～

福祉サービス第三者評価は、国が示した『福祉サービス第三者評価事業に関する指針』をもとに都道府県が実施する事業です。

国は、平成26年4月1日に、「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」を通知し、この改正をもとに①共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドライン、②公表ガイドラインを定めています。

■ 第三者評価は、評価基準をもとに 福祉施設・事業所のサービスの状況や内容を評価します。

国が示している『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』は、「共通評価基準（45項目）」と「内容評価基準（20項目程度）」で構成されています。



※使用される評価基準は、国の示したガイドラインに基づき定めています。

■ 評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」です。

『福祉サービス第三者評価基準に関する指針』では、a・b・c評価の判断基準を次のように示しています。

a評価

……

よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b評価

……

aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取り組みの余地がある状態

c評価

……

b以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

■ 評価結果は、利用者・家族への適切な情報提供と福祉施設・事業所での質の向上や改善に活用できます。

評価結果の公表様式には、福祉施設・事業所の理念や基本方針、特徴的な取り組みなど、福祉施設・事業所の取り組みをアピールできる項目が記載されます。また、評価項目ごとに判定理由等のコメントが記載されます。

受審した福祉施設・事業所からの声

令和6年度長崎県福祉サービス第三者評価対象事業所アンケートから一部抜粋

丁寧に聞き取りをしてくださり、自分たちが日ごろ行っている業務の振り返りになりました。

また、取り組むべき課題が明らかになり、保護者の意見を知る機会にもなりました。



受審することで取り組むべき課題の整理ができました。

受審に当たっての準備は大変でしたが、全職員で取り組むことで職員の意識向上にもつながりました。



自分たちでは気づかない視点で評価をしてもらえるのでありがたかったです。また、とても分かりやすく評価の内容を伝えていただき、今後、園としてどのように取り組んでいけばいいのかを職員で考える機会になりました。



評価と言われるとマイナスな面が多いのではないかと不安でしたが、ほめていただいた内容や気になる点として指摘いただいた内容を今後の成長につなげられるよう取り組んでいきたいという意欲になりました。



第三者評価 Q & A

Q 第三者評価と行政監査はどう違うのですか？

行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているか、否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものであり、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準を示しているものです。

一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導する、すなわち福祉サービスの質の向上を意図しているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。

Q 評価結果は必ず公表されるのですか？

評価結果は、受審した事業者の同意を得た上で、県庁のホームページ等で公表されます。同意が得られなければ、公表されません。

《お問い合わせ先》

長崎県 福祉保健課 地域福祉班 TEL：095-895-2416